

# Life care さかい広域

vol.46  
春号  
2015.3.15



☆2月26日「坂井市 顔の見える多職種連携カンファレンス」が開催され、坂井地区の在宅ケアにかかわる医療従事者・介護従事者など約70名が参加し、退院時に必要な共有すべき情報について話し合いをしました。  
(場所：坂井市 高椋公民館)

## Content

第6期介護保険料基準額決定	2~5
平成27年度当初予算	6
代官山墓地使用の受付について	7
さかいクリーンセンターからのお知らせ	7
第50回広域連合議会定例会一般質問	7
広域連合NEWS	8

「住み慣れた地域で自分らしく暮らせる  
みんなで支え合ひまちづくり」を目指して

平成27年度から平成29年度までの介護保険事業のあり方などを盛り込んだ第6期介護保険事業計画を策定しました。介護保険事業計画は、地域における要介護認定者等の現状を踏まえ、平成27年度から平成29年度の介護サービスの見込量や地域支援事業などの取り組みとともに、介護保険料など介護保険制度の持続可能性の確保を考慮し、3年ごとに見直しが行われます。

平成27年4月からは新しい介護保険事業計画に沿って介護保険事業が運営されます。

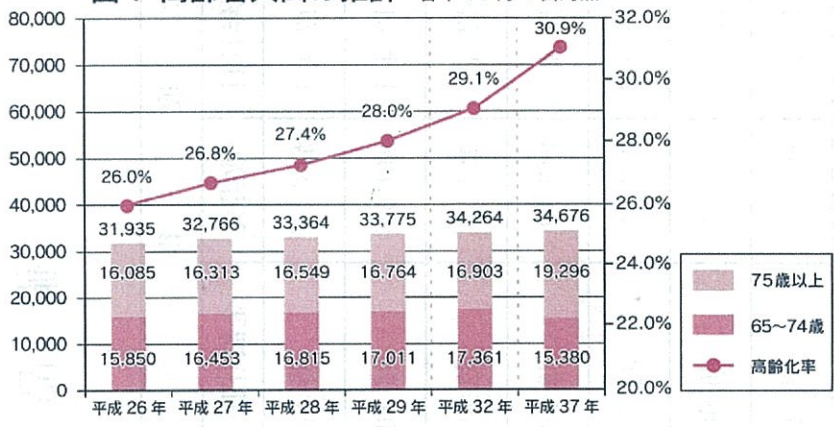
◇10年後には高齢化率30%超

坂井地区（あわら市と坂井市）の65歳以上人口は今後も増え続け、いわゆる団塊の世代が75歳を迎える平成37年（2025年）には、高齢化率30%を超えることが予想されます。また、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれます。



(図1)

図1 高齢者人口の推計 各年10月1日時点



◇認定者は平成29年度までに900人超増加

将来の要介護（支援）認定者数の自然体推計では、平成29年度では認定者が6640人で、平成37年度には7408人となることが予想されます。

要介護（支援）状態となる主な要因として、高齢化の進展による虚弱者の増加や骨折・転倒など運動機能の低下が挙げられます。

いつまでも元気で暮らせるよう介護予防などの取り組みを行うことにより、認定者の抑制を目指します。

(図2)

図2 認定者数の実績と施策反映後の推計値 各年9月末

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年	
認定者数	4,525人	4,726人	4,979人	5,204人	5,535人	5,702人	5,941人	6,179人	6,417人	6,725人	7,042人	
要支援	790人	828人	860人	955人	1,053人	1,145人	1,170人	1,200人	1,225人	1,287人	1,348人	
要介護	3,735人	3,898人	4,119人	4,249人	4,482人	4,557人	4,771人	4,979人	5,192人	5,438人	5,694人	
認定率	15.4%	15.9%	16.8%	17.1%	17.7%	17.6%	17.9%	18.3%	18.8%	19.4%	20.1%	
認定者数の自然体推計値							認定者数	6,048人	6,353人	6,640人	7,064人	7,408人
							要支援	1,245人	1,342人	1,445人	1,552人	1,637人
							要介護	4,803人	5,011人	5,195人	5,512人	5,771人
							認定率	18.2%	18.8%	19.4%	20.4%	21.1%

## 基本理念 住み慣れた地域で自分らしく暮らせる みんなで支え合うまちづくり



### 基本目標 1

#### 住み慣れた地域で暮らし続けるためのサービスの充実

高齢者が要介護状態等になってもできるかぎり住み慣れた地域において継続して日常生活ができるよう、サービス提供体制を確保して居宅サービスの充実を進めます。

### 基本目標 2

#### 高齢者の尊厳を守り、自立を支援するためのサービスの向上

「高齢者の尊厳を支えるケア」となるよう地域ケア会議の充実を図り、個人の状態に応じた適切なサービス提供ができる取り組みを推進していきます。

### 基本目標 3

#### いつまでも安心して暮らせる環境の整備

利用者のニーズや状態に応じて医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供していくための取り組みを進めます。

### 重点項目

- ①在宅医療・介護の一体的な提供
- ②介護予防・日常生活支援サービスの充実と地域で支える体制整備
- ③認知症ケア体制の充実と認知症予防の推進

### ◇事業計画の方向性

誰もが可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるようにするためには、医療、介護、介護予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を構築することが必要です。第6期介護保険事業計画では、第5期からスタートした地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みをさらに推進し、介護サービスの充実・強化と、在宅医療・介護の連携などの地域支援事業の充実を図っていきます。



## 介護保険制度の主な改正

### 平成27年4月から

#### 特別養護老人ホームの新規入所者を原則 要介護3以上に

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に新規に入所できるのは、原則として、要介護3以上となります。

※要介護1・2の人でも定められた要件を満たせば、入所が認められることがあります

### 平成27年8月から

#### 一定以上所得者は利用者負担が2割に

一定以上所得者が介護サービスを利用したときの利用者負担は、1割から2割に変更されます。

※一定以上所得者とは、本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身世帯280万円以上、2人以上世帯346万円以上ある人

### 平成27年8月から

#### 介護保険サービス利用時には、「保険証」と「介護保険負担割合証」が必要

一定以上所得者が2割負担になるのに伴い、利用者負担の割合(1割または2割)が記載された「介護保険負担割合証」を交付します。(平成27年7月下旬発送予定)

介護保険サービス利用の際には、「介護保険被保険者証」とともに「介護保険負担割合証」を提示してください。

### 平成29年4月から

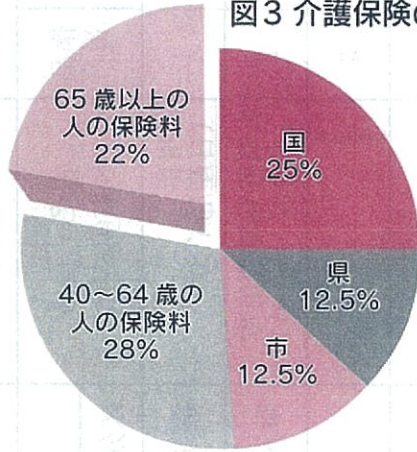
#### 「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」が「新しい総合事業」に移行

介護保険法の改正により、要支援1・2の人向けの訪問介護(ホームヘルプ)と通所介護(デイサービス)は、市区町村が行う「新しい総合事業」に移行されます。

坂井地区では、平成27・28年度は現行のサービスを継続しつつ、新しい総合事業のモデル事業などを行い、平成29年4月からあわら市と坂井市で実施する「新しい総合事業」に本格移行します。

# 介護保険制度を 持続可能なものに するために

図3 介護保険の財源構成



## 65歳以上の介護保険料の

基準月額額は5800円

第6期(平成27～29年度)の65歳以上の人の介護保険料の基準額は、月額5800円になります。

介護保険は、介護が必要となった時に利用するための社会保険制度で、坂井地区広域連合が保険者となって運営しています。

「保険料の決め方」は「高くなる要因」など、介護保険料について説明します。

### ◇介護保険料の決め方

介護保険の財源は、国・県・市による公費負担が50%、65歳以上(第1号被保険者)の負担が22%(平成26年度は21%)、40～64歳(第2号被保険者)の負担が28%(平成26年度は29%)という割合で、まかなわれます。(図3)

65歳以上の人の保険料は広域連合が決定し、40歳から64歳の人の保険料は、加入している各医療保険者が決定します。

### ◇65歳以上の人の保険料の算定方法

保険料は、介護保険法により次の計算式で算出します。

## 65歳以上の人の保険料の算定式

$$\text{保険料基準額(月額)} = \frac{\text{介護保険給付にかかる費用(利用者負担分を除く)} \times 22\%}{65歳以上の人数} \times \frac{1}{12}$$

### ■この式からわかること

保険料は、分母の「保険料を負担する65歳以上の人数」と分子の「介護保険給付に係る費用」の割合で決まってきます。

### ◇介護を必要とする人が増えています

高齢者の増加により、介護を必要とする要介護者も毎年増加が見込まれます。これに伴い、介護サービスを提供するための介護保険給付費も増加していきます。(図4)

図4 保険給付費と認定者の推移



図5 65歳以上の人の介護保険料

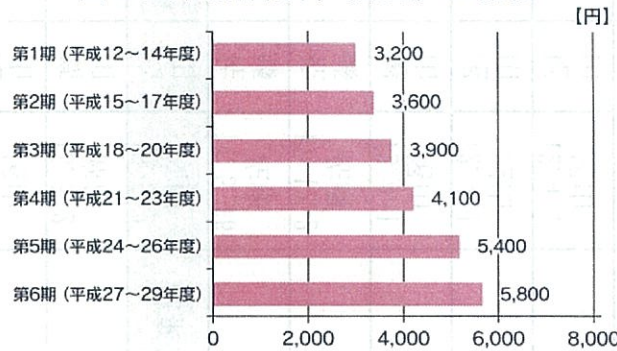
平成27年～29年度の介護保険料

段階	対象者	保険料率	保険料 (上段:年額) (下段:月額)
新第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税者であって老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税者であって 「合計所得金額+課税年金収入額≤80万円/年」を満たす人	0.50 ↓ (公費負担) ↓ 0.45	31,320円 2,610円
新第2段階	世帯全員が市民税非課税者であって上記に該当せず、「合計所得金額+課税年金収入額≤120万円/年」を満たす人	0.70	48,720円 4,060円
新第3段階	世帯全員が市民税非課税者であって上記に該当しない人	0.75	52,200円 4,350円
新第4段階	世帯に市民税課税者がいて、本人が非課税者で「合計所得金額+課税年金収入額≤80万円/年」を満たす人	0.90	62,640円 5,220円
新第5段階 (標準)	世帯に市民税課税者がいて、本人が非課税者で上記に該当しない人	1.00 (基準額)	69,600円 5,800円
新第6段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が80万円未満の人	1.10	76,560円 6,380円
新第7段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が80万円以上120万円未満の人	1.20	83,520円 6,960円
新第8段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	1.30	90,480円 7,540円
新第9段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.50	104,400円 8,700円
新第10段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	1.70	118,320円 9,860円
新第11段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が400万円以上800万円未満の人	1.80	125,280円 10,440円
新第12段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が800万円以上の人	2.00	139,200円 11,600円

◇保険料は所得に応じて12段階に  
算定された基準額（坂井地区の基準額は月額5,800円）をもとに、一人ひとりの収入の差を考慮して所得段階別に保険料を決定しています。  
平成27～29年度については、所得段階別に保険料を決定して増やし、よりきめ細かく所得に応じて保険料を決定するよう配慮するとともに、所得の低い人の負担を軽減するため、新第1段階については、公費（国・県・市の負担）を投入して保険料率0.5を0.45に引き下げました。（図5）

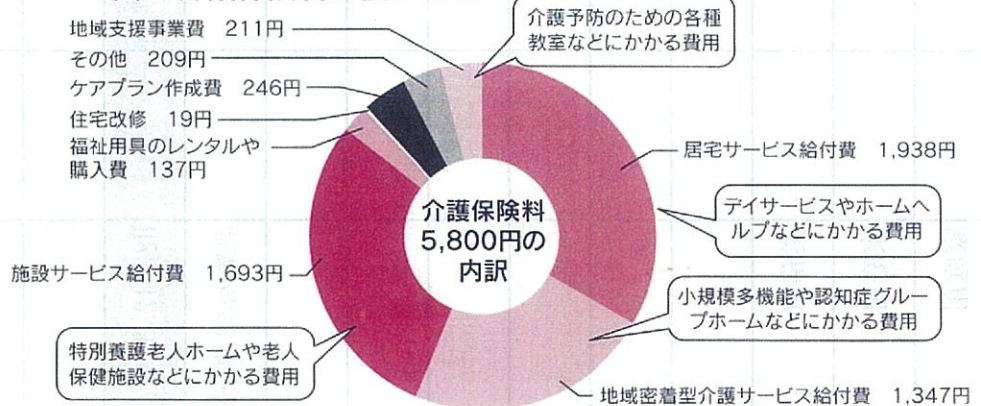
◇介護保険料の使いみち  
65歳以上の人の介護保険料の基準額は次のように使われています。（図7）

図6 基準額保険料（月額）の推移



◇介護保険料の推移  
保険料を負担する65歳以上の人口は増えていますが、介護保険給付費の増加と65歳以上の人の負担分が21%から22%に引き上げとなったことにより、平成27～29年度の介護保険料の基準額は増額となります。（図6）

図7 介護保険料の使いみち



◇通知書は7月上旬に  
65歳以上の人の平成27年度に関する介護保険料については、7月上旬に個別に納入通知書をお送りします。決定した保険料額など、詳細については通知書で確認してください。

# 平成27年度 当初予算

平成27年度坂井地区広域連合一般会計および介護保険特別会計、ならびに代官山墓地特別会計の当初予算について、その概要をお知らせします。

※ 比率は原則小数点第2位以下を四捨五入しています。

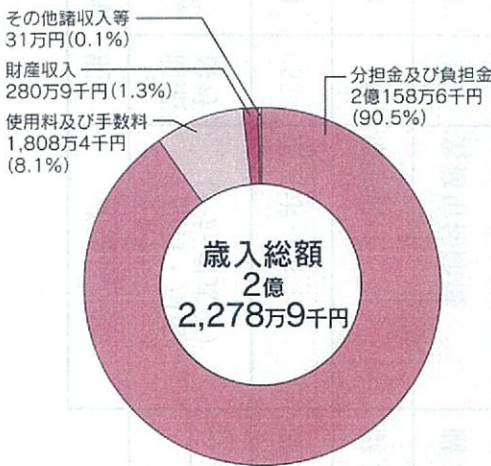
## 一般会計

総額 2億2,278万9千円

一般会計は、広域連合の組織運営や代官山斎苑およびさかいクリーンセンターの維持管理のための会計です。

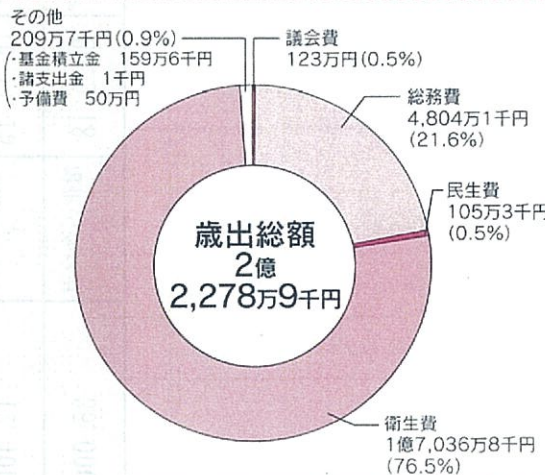
### 歳入

構成2市（あわら市・坂井市）からの負担金が90・5%、火葬場および廃棄物処理施設使用料8・1%などです。



### 歳出

総務費の主な内容として、一般管理費4,315万8千円、情報管理費474万7千円、民生費の障害者福祉費1,05万3千円、衛生費の主な内容として、代官山斎苑の維持に係る環境衛生費4,380万5千円、さかいクリーンセンターの維持に係るし尿処理費1億1,577万円などを計上しました。



## 介護保険特別会計

総額 106億4,530万7千円

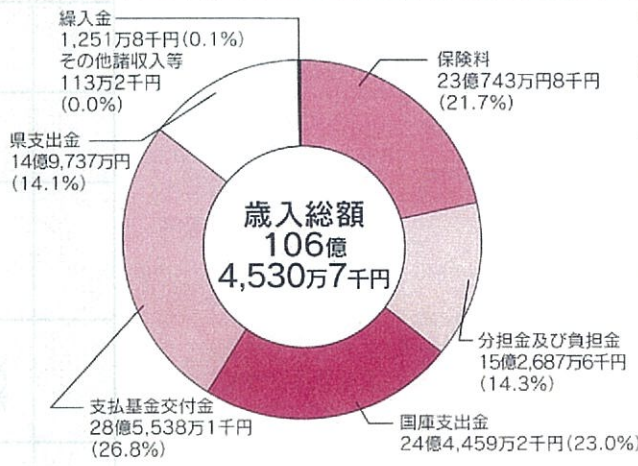
介護保険特別会計は、広域連合の主な事業である介護保険事業のための会計です。

### 歳入

65歳以上の方から納入される介護保険料が全体の21・7%、構成2市（あわら

### 歳出

市・坂井市）からの負担金が14・3%、国庫支出金が23・0%、支払基金交付金（40歳以上65歳未満の方から納入される保険料）が26・8%、県支出金が14・1%、基金からの繰入金（保険給付費に充てる財政調整基金繰入金と低所得者利用者負担対策事業等に充てる介護福祉推進基金繰入金）が0・1%です。



## 代官山墓地特別会計

総額 254万8千円

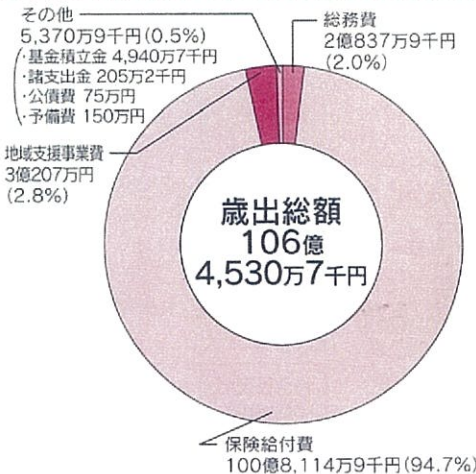
代官山墓地特別会計は代官山墓地の維持管理のための会計です。

### 歳入

墓地使用者からの墓地使用料2,15万4千円が84・5%、基金繰入金38万7千円が15・2%を占めています。

### 歳出

墓地事業費の主な内容としては、指定管理者委託料2,05万8千円、修繕料47万4千円を計上しました。



第50回  
広域連合議会定例会

一般質問

畑野 麻美子議員

Q 介護報酬の引き下げによる介護現場の状況について

A 介護報酬の見直しは、介護保険法に基づき、基本的に3年に1度見直しが行われている。この介護報酬改定の内容については、国において「社会保障審議会」のなかで審議されている。介護報酬の引き下げで、介護保険事業者側からは、非常に厳しいとの声が上がっているようだが、その一方で、利用者側は利用負担額が下がり、65歳以上の人の介護保険料も上昇幅が下がるといふ面もある。

団塊の世代が75歳以上となる2025年にむけ、構築しなければならない「地域包括ケアシステム」の実現には、それを支える介護人材の確保も重要。現在、県において策定中の「介護保険支援計画」の中では介護人材の確保事業が盛り込まれ、「地域医療介護総合確保基金」を活用して実施されると聞いている。

なお、今回の介護報酬改定において、介護職員の所得が低いという現状に対応するため、介護職員1人あたり、月額1万2千円相当の処遇改善が盛り込まれている。

当広域連合としては、坂井地区内の介護保険事業者による「ネットワークさかい」などから情報を得ながら、県と連携して、持続可能な介護保険制度の確保に務めていきたい。

代官山墓地使用者  
受付中

使用許可の要件

- 1 あわら市、坂井市三国町のいずれかにお住まいの方
- 2 あわら市、坂井市三国町のいずれかに本籍または墓地のある方

使用料と維持費

(平成27年1月31日現在)

区画区分	使用料	維持費	残区画数
4.0㎡(2m×2m)	172,000円	31,000円	64区画
6.0㎡(2m×3m)	228,000円	37,000円	69区画

※使用許可の要件2に該当する方は、この使用料、維持費が上記の2割増となります。

※使用料は、永代使用料です。

※維持費については、永代ではありません。条例などの変更により納めていただくことがあります。

使用者および住所などの変更

墓地の使用者名や住所などに変更があるとき、墓地の使用許可証を紛失したときは、届け出が必要となります。手続きについてはお問い合わせください。

問い合わせと申込先

環境衛生課  
☎ 91-3308 (直通)

さかいクリーンセンター  
からのお知らせ



肥料の成分状況 (平成26年12月3日)

成分	基準値	測定値
窒素	3.3%	4.2%
リン	4.7%	2.9%
カリウム	0.5%未満	0.25%
炭素窒素比	5	6

※窒素、リン、炭素窒素比の基準値はあくまでも目安です。

◎すくすくさかい(肥料)を  
販売しています。

- ・販売価格  
1袋税込1000円  
(1人5袋まで)
- ・配布日時  
毎週火曜日、木曜日  
10時～12時、13時～15時
- ・申込方法  
あらかじめ電話での予約  
が必要となります。
- ・問合せ先  
さかいクリーンセンター  
☎ 72-2200 (直通)

# 広域連合NEWS

坂井地区在宅ケア将来モデル推進事業

## 坂井地区在宅 ケアネット研修会

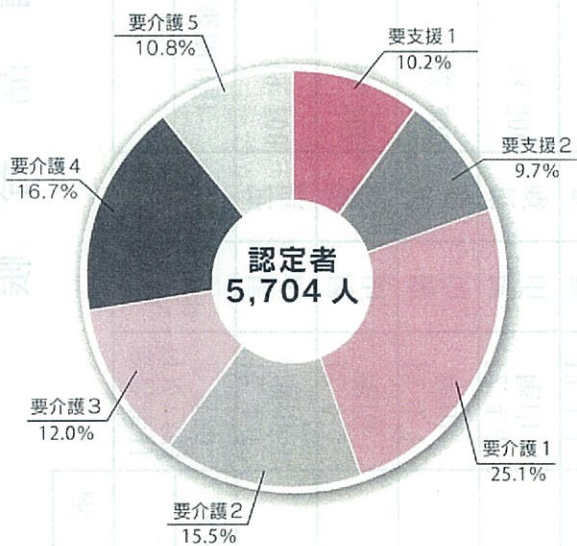
平成27年2月19日（木）に、坂井地区在宅ケアネット研修会が坂井地区医師会館で開催され、在宅医療を行う医師や介護事業所職員など専門職約70名が参加しました。

はじめに、福井大学医学部附属病院がん診療推進センター長の片山寛次教授による基調講演「在宅栄養管理の基礎」が行われ、低栄養患者の発見方法や栄養管理の留意点などの説明がありました。その中で、「栄養は医療の基本」「緩和は医療の目的」というキーワードがあり、参加者は熱心に耳を傾けていました。



そのあと、新家歯科医院の新家信行院長による講演「活用しよう！栄養管理パス」があり、「身体状況や栄養管理情報などを記載する坂井地区連携栄養管理パスを、住み慣れた地域で安心して暮らせる在宅療養へ活用しよう」と提言がありました。

## 要介護等認定者数の状況



	あわら市	坂井市	計
要支援1	146	433	579
要支援2	160	396	556
要介護1	393	1,036	1,429
要介護2	254	633	887
要介護3	189	495	684
要介護4	242	711	953
要介護5	178	438	616
計	1,562	4,142	5,704

(平成27年1月末現在)

## 編集後記

4回目となる「顔の見える多職種連携カンファレンス」が開催されました。回を重ねるたびに積極的な話し合いが行われ、活発に議論している様子がよく分かります。坂井地区在宅ケア体制づくりに向けて、多職種の自然な関わりが、参加者の人の気づきや学びを深めることにつながっているようです。

もうすぐ、晴れて暖かくなり、桜の開花が待ち遠しくなる時期ですね。出会いと別れの季節でもあります。これまでお世話になった人に感謝しつつ新しい出会いにもドキドキします。素敵な春になりますように☆

(Ma)

